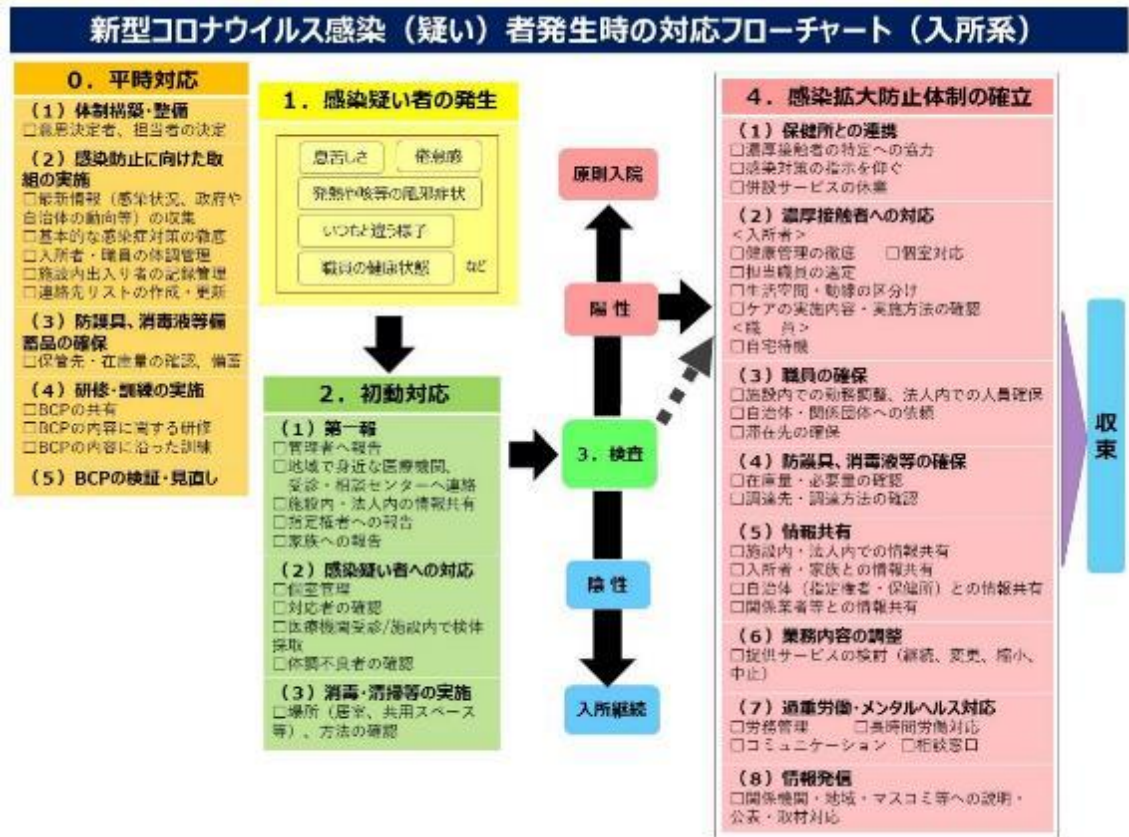


⑦ 施設管理者の下、対策本部を設置して業務の役割分担をしましょう。

- 各業務の担当を決めておき、関係者の連絡先、連絡フローの整理を行っておきましょう。

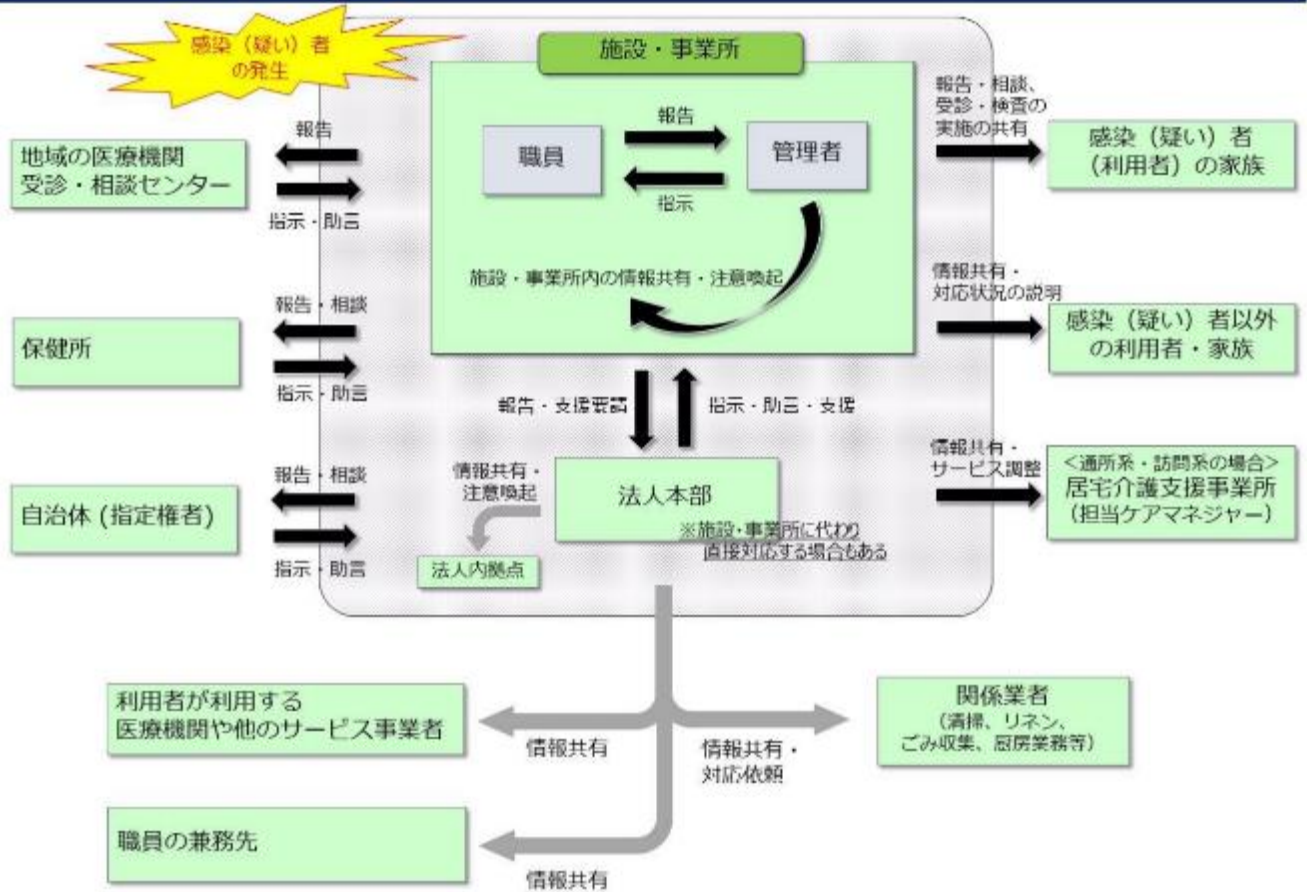


介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインより抜粋

以下の業務等について担当者（他業務との重複可）を検討しましょう。

- 感染管理の責任者
- 保健所・外部への連絡担当者（ホームページ等での公表含む）
- 外部からの問い合わせ
- 個人防護具などの調達や廃棄物処理の担当者
- 職員への情報発信担当者
- 職員のメンタルケア責任者
- 有症状利用者の把握担当者
- 有症状職員・就業可能職員の把握担当者
- 検査実施とデータのとりまとめの担当者
- 感染者の診療（医療機関への相談などを含む）担当者
- 感染者データのとりまとめ担当者
- 経時記録担当者
- 感染者転院時の搬送担当者

新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の報告・情報共有先



介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインより抜粋

- ・ 感染性廃棄物・リネンの適切な処理を行うため、契約業者に確認をとりましょう。
- ・ 担当者が不在の時、誰が対応するか決めておきましょう。